

## 危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章を受章

### 〔警察功勞〕

この勲章は、著しく危険性の高い業務に従事し、社会に貢献された方に授与されます。



半藤 敬司氏  
(羽 貴)



今成 俊男氏  
(羽 貴)

町税等の納期のお知らせ  
納付は納期限までにお忘れなく

納 付 期 限  
**6月30日**

町県民税 第1期

納期限内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課 2143

## 下水道事業受益者負担金の納期のお知らせ

第1期 納付期限 6月30日

納付は納期限までにお忘れないうようにお願いいたします。

☎ 都市整備課下水道管理係 2444

「家を新築・増築された方」  
家屋調査にご協力ください  
新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。  
該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。  
また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。  
☎ 税務課固定資産税係 2154

シリーズ①

# 行政改革 レッツ・トライ!

「はじめに」

町では現在、第4次行政改革(平成17年度～平成21年度)に取り組んでいます。この改革を達成するためには、町民のみなさんのご理解とご協力が必要不可欠です。そこで、みなさんにこの改革の概要や取組みをより知っていただき、推進していくため、改革の内容(取組み)などを来月号から

らシリーズで掲載していきます。このシリーズでは、行政改革について、みなさんにより身近に感じてもらうため、「もくせい君」、「ローズちゃん」、「企画さん」に登場してもらい、質問形式で掲載することになりました。



もくせい



ローズ



企画

もくせい 今回から行政改革の特集が始まるんだって。がんばろうね。  
ローズ そうね。私たちの暮らしにも関係するものね。企画さんに、いろいろ聞いてみましょう。

もくせい 行政改革ってちょっと難しいところがあるよね。企画さん、行政改革ってどういうものかわかりやすく教えてください。  
企画 そうだね、簡単にいうと行政改革とは、今までの行政の仕組みややり方を見直して新しい形に変えたり、今の時代に合った新しい制度などをつくっていくものなんだ。とても重要で大切なものなんだよ。  
もくせい なるほど、町ではどういふふうに取り組んでいるのですか？  
企画 「伊奈町行政改革大綱」をもとに「実施改革プラン」というものを定めて進めているんだよ。その中の主な

ものについて、来月号からわかりやすく解説していくので、楽しみにしていてくださいね。もくせい・ローズ わかりました。  
この「実施改革プラン」は町のホームページで見ることが出来るよ。  
ローズ わかりました。ところで、このプランの計画期間はいつまでなんですか？  
企画 平成17年度から21年度までの5年間となっているんだよ。今年は2年目の年だね。  
もくせい 改革の取組みの項目には、どんなものがあるのですか？  
企画 「事務改革」、「財政改革」、「職員改革」の3つの分野で構成されていて、全49項目あるんだよ。その中の主な

ものについて、来月号からわかりやすく解説していくので、楽しみにしていてくださいね。もくせい・ローズ わかりました。  
(掲載予定)  
・ 指定管理者制度  
・ パブリックコメント制度  
・ 行政評価システム  
・ 権限委譲  
・ PFI  
・ 電子申請  
・ 有料広告制度  
行政改革について、ご意見やご感想がありましたら左記へお送りください。  
☎ 企画課政策企画担当 2215、FAX 721 2136

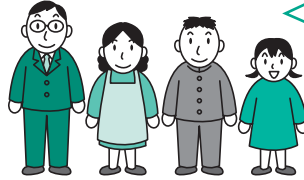
# 平成18年度住民税の算出方法は

平成18年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付しますが、その算出方法は次のとおりです。

## 住民税の計算のしかた

住民税額 = 所得割額 + 均等割額

## 設例



夫婦 + 子ども 2 人の 4 人家族  
 ( 妻子は所得なし、子のうち 1 人は 17 歳 )  
 平成 17 年中の収支  
 収入 5,340,000 円  
 必要経費 1,845,000 円  
 国民健康保険の支払額 420,000 円  
 生命保険の支払額 100,000 円

## 住民税が算出されるまでの具体例

### 所得割の計算

**所得金額** ( 収入 - 必要経費 )  
 5,340,000 円 - 1,845,000 円 = 3,495,000 円...**(A)**  
 ( 収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。 )

**所得控除**

社会保険料控除	420,000 円
生命保険料控除	35,000 円
配偶者控除	330,000 円
扶養控除 (33万円 × 1 人)	330,000 円
特定扶養控除 (45万円 × 1 人)	450,000 円
基礎控除	330,000 円
計	1,895,000 円... <b>(B)</b>

住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なります。

**課税所得金額** ( **(A)** - **(B)** )  
 3,495,000 円 - 1,895,000 円 = 1,600,000 円...**(C)**

**所得割額** ( **(C)** × 税率 )

県民税	1,600,000 円 × 2 % = 32,000 円... <b>(D)</b>
町民税	1,600,000 円 × 3 % = 48,000 円... <b>(E)</b>

今年度は、次の額を控除します。( 定率減税 )  
**定率控除額** ( ( **(D)** + **(E)** ) × 7.5 % )  
 ( 32,000 円 + 48,000 円 ) × 7.5 % = 6,000 円...**(F)**

県民税 (  $\frac{\text{D}}{\text{D} + \text{E}} \times \text{F}$  ) 2,400 円...**(G)**  
 町民税 ( **(F)** - **(G)** ) 3,600 円...**(H)**

**定率控除後の所得割額**

県民税	( <b>(D)</b> - <b>(G)</b> ) 29,600 円... <b>(I)</b>
町民税	( <b>(E)</b> - <b>(H)</b> ) 44,400 円... <b>(J)</b>

**(I)(J)** の計算において、100 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てます。

### 均等割

県民税 ..... 1,000 円...**(K)**  
 町民税 ..... 3,000 円...**(L)**

### 住民税額

( **(I)** + **(J)** ) 所得割 29,600 円 + 44,400 円 = 74,000 円  
 ( **(K)** + **(L)** ) 均等割 1,000 円 + 3,000 円 = 4,000 円  
**合計** 78,000 円

### 所得割の税率

市 町 村 民 税		
課税所得の段階	標準税率	(参考) 速算控除額
200万円以下の金額	3%	
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円
道 府 県 民 税		
課税所得の段階	標準税率	(参考) 速算控除額
700万円以下の金額	2%	
700万円を超える金額	3%	70,000円

(注) 課税所得とは、総所得金額から基礎控除、扶養控除などの所得控除の額を控除した金額。

## 〔税法改正による住民税の主な改正点〕

### 定率減税の見直し

平成18年度の定率による税額控除額は、所得割額の7.5%相当額(上限2万円)となります。(平成17年度は15%(上限4万円))

### 老年者控除の廃止

年齢65歳以上の方で合計所得が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除が廃止されました。

### 公的年金等控除の改正

公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、65歳以上の方に対して上乗せして適用される部分が廃止されました。

### 65歳以上の方に係る非課税措置の段階的廃止

65歳以上で合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。

経過措置として、平成18年度分の住民税については、当該所得割額の2/3を控除し、均等割額は町民税1,000円、県民税300円とする特例が適用されます。

### 同一生計妻の均等割課税

夫と生計を一にする妻に対する均等割については、今年度から全額課税(町民税・県民税合わせて4,000円)となります。

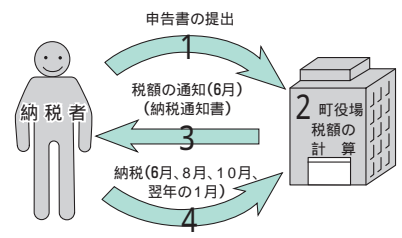
税務課町民税係 ☎ 2152

## 納税の方法

住民税(町・県民税)の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになります。

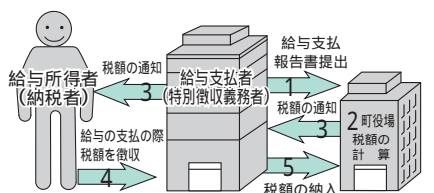
### 普通徴収 (個人納付)

町から通知される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



### 特別徴収 (給与天引き)

町から給与支払者(会社)を通して税額通知書が通知され、給与支払者(会社)が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年の5月までの12か月となっています。



また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収(個人納付)に切り替わります。

税務課町民税係 ☎ 2152